

# 特定非営利活動法人 コリア NGO センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コリア NGO センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市東成区中道3丁目14番17号さんくすホール2Fに置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在日コリアンの民族教育権の確立と日本社会における多民族・多文化共生社会を実現するとともに、在日コリアン社会の豊かな社会基盤の創造と東アジアにおけるコリアン・ネットワークを構築し、南北コリア・日本間の市民、NGOの交流・協力関係を推進する事業を行ない、南北コリアの統一と開かれた地域主義としての東アジア共同体の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる活動

- 民族学級など公立学校における民族教育の制度保障と民族学校の支援を図る事業
- 在日コリアンをはじめとする在日外国人の人権擁護のための法制度の整備及び啓発事業
- コリアタウンをはじめとする地域コミュニティの活性化事業
- 在日コリアン社会の豊かな社会的基盤の構築に向けた社会教育事業
- 東アジアにおけるコリアン・ネットワークを構築する事業
- 南北コリア・日本間の市民、NGOの交流・協力事業

朝鮮民主主義人民共和国の人々への人道支援事業

在日コリアンに関する教育・人権及び統一に係わる情報提供及び調査・研究事業

その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業

(2) その他の事業

コリアに関連する物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

3 第1項第2号に掲げる事業主体の名称をコリア NGO センター ハンギルと称する。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を財政的に支援することを主とする個人(国籍は問わない) 法人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

1 国籍に係わらず日本に居住するコリアンであること。ただしここでいうコリアンとはコリアンであると自認するもの全てを言う。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じなかったとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 代表理事 1人以上3人以内

(2) 理事 5人以上20人以内(代表理事を含む)

(2) 監事 2人

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は、互選により代表理事を選出し、総会で承認する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款

に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸張する。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

2 前項の規定は、役員が職員を兼任し職員としての給料を受けることを妨げない。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を支出することができる。

4 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

### 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 理事会において重要であると認め付議された事項
- (9) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

( 議決 )

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、正会員による動議を、出席した正会員の過半数の同意により総会における議決事項とすることを妨げない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表決権等 )

- 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

( 議事録 )

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。
- ( 1 ) 日時及び場所
- ( 2 ) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- ( 3 ) 審議事項
- ( 4 ) 議事の経過の概要及び議決の結果
- ( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

( 構成 )

- 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権能 )

- 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ( 1 ) 総会に付議すべき事項
- ( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ( 3 ) 事務局の組織及び運営
- ( 4 ) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集等)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全ての理事の同意がある場合、この手続を経ずして、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事の動議を、理事総数の過半数の同意により、理事会の議決事項とすることを妨げない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

( 4 ) 議事の経過の概要及び議決の結果

( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### ( 資産の構成 )

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

( 1 ) 財産目録に記載された財産

( 2 ) 会費

( 3 ) 寄付金品

( 4 ) 財産から生じる収入

( 5 ) 事業に伴う収入

( 6 ) 補助金及び助成金

( 7 ) その他の収入

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

### ( 資産の管理 )

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### ( 会計の原則 )

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### ( 会計の区分 )

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

### ( 事業計画及び予算 )

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### ( 暫定予算 )

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理



事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 予備費の設定及び使用 )

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

( 事業年度 )

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

( 臨機の措置 )

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

( 定款の変更 )

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

( 解散 )

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ( 1 ) 総会の決議
- ( 2 ) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ( 3 ) 正会員の欠亡
- ( 4 ) 合併

( 5 ) 破産

( 6 ) 所轄庁による認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第 5 3 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会が選定する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

( 合併 )

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 5 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 1 0 章 雑則

( 細則 )

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

代表理事	朴正恵
同	宋 悟
同	鄭甲寿
理事	姜公晴
同	姜孝裕
同	高正子
同	金永子
同	金潤哲
同	文京洙
同	文茂康
同	朴 一
同	朴才暎

同	申俊雨
同	李容柱
同	李昌珍
同	李清一
同	鄭龍寿
同	洪性翊
監事	權文求
同	朴廷熙

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	一般	10,000 円
		大学生・大学院生	5,000 円
	賛助会員	個人	5,000 円
		団体	10,000 円 (法人を除く)
		法人	30,000 円